

(42) 毘連 隣接する。

(43) 殃虐 オウキョク そこなう。災い(に遭う)。

(44) 矢口 ヤシゴ 誓う。主張を固く守る。

(45) 称道 口に出す、述べたてる。

(46) 変拗 変わりねじける。

(47) 国戚 天子の親戚。后妃の家。

(48) 端陽 端午の節句。

(49) 設醴 セツレイ 客を厚くもてなすこと。醴は甘酒。

(50) 酒筭礼囊 シュサンレイノウ 酒席にかこつけてわなにかけ捕らえることか。

(51) 冒却 おして却ける。

(52) 跬歩 キホ 一足。半歩。

(53) 呉頼瑞 浦添親方朝師。当時、三司官の一人。呉頼瑞は浦添

の音訳。

(54) 毛鳳朝 読谷山親方盛韶(当時は江洲親方栄真)。一五五六

—一六三二年。首里毛氏の五世。尚寧・尚豊王代の三司官。

この時は鄭廻・浦添朝師が免職されたため、三司官職代理として尚寧に随行した。

(55) 給照 この時の執照は(三二一六)。また符文(二六一四)

がある。

(56) 交囑 コウジュク 預けて命ずる。

(57) 原差の員役 前文に言及されている鄭俊らをさす。なお当時、

馬良弼は摂政として琉球に残っていた。

(58) 五月 (二八〇五) によれば、実際には十月頃出発した。

『明実録』万曆四十年(二六一二) 六月庚午の条に「探得、

日本以三千人入琉球、執中山王、遷其宗器。三十七・八両年

豊遣貢使」とあり、三十七年の遣使は本文書の鄭俊らであり、三十八年は毛鳳儀ら(二八〇四)(二八〇五)参照)に当ると思われる。

1-18-04

法司馬良弼より礼部あて、貢期に遅れたことを詫びて進貢する咨(二六一〇、一、二〇〇)

琉球国中山王府の、王妃馬氏・王弟尚宏を撰して暫く国事を看する法司馬良弼、飛報の事の為にす。

万曆三十七年(二六〇九)十一月内、日本に出奔し未だ回らざる国王の憲牌を奉ずるに、備咨して、天恩もて乱に遭うを恤憐し貢職を修むるを贖うを懇乞う事あり。齋称すらく、伏して惟うに、天朝の皇帝は天地と合し、其の徳は日月と並び、其の明は洋として四表に溢れ、寿は万年を計えて欣幸なり。伏して以うに、琉球の天朝に服事するは蓋し数百年なり。臣は籩豆の礼を聞くも、未だ軍旅の事を学ばず。己酉の歳の季春、倭人、兵を率いて来たるも、勢は小なれば大に敵す可からず。奈んともする無く、僧菊居隠法印等を遣わし、幣帛にて釈解む。倭人、舷を叩きて□還す。琉球は倭国と相い去ること僅かに二千余里なり。今、講礼せざれば、後世必ずや患有らん。己むを得ずして、遐かに倭国の薩州に致り力めて和議を主る。彼の国の風俗を熟視するに、外は勇猛に

して内に慈哀あるなり。深睦すれば講好し、又、弱小を恤む。地を割けば尽行退き、復た鷄籠は諫を聴きて罷止む。相い和好するを約せば、永く魯衛の治世を為さん。今、照らすに、本国は原例として三年二貢するも、驟かに倭乱を警報するに因り貢期を緩らしむるを致す。本年五月内、続いて大夫・使者・通事等の官の鄭俊等を差遣し、土小船一隻に坐駕し、硫黄二千斤を随載して前去し、風を候ちて馳報せしむ。切に見うに乗船は微小なれば、飄風し涉海するの危は測るとも知る莫し。特に毛鳳儀をして回国して報せしむ。作速に例を査して員役を添差し齋報せしめよ、等の情あり。例に仍照して硫黄の斤数を備辦し、先ず福建布政使司に赴きて投通し、伏して礼部に移文し君父に貢を緩らしむるの罪を赦宥するを遣奏するを乞わしめよ、等の情あり。

此れを奉じ、馬良弼、情を將て随いで王妃馬氏・王弟尚宏に稟請し、遵いて原奉の国王の差来せる王舅毛鳳儀を將て、随いで旧例を査照して長史・使者・通事等の金応魁等を添差し、咨を齎して船隻に坐駕し、原奉の前項の備辦の額の硫黄四千斤を装載し、福建布政使司に前赴して投通し縁由を飛報せしむ。伏して遣奏して施行するを乞う。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

万曆三十八年（一六一〇）正月二十日

咨

注*本文書を読むに当つては〔二八一〇三〕〔二八一〇五〕を参照された
い。

(1) 王妃馬氏 尚寧の王妃の阿応理屋恵按司加那志。？——一六六三年。尚永の王女。

(2) 尚宏 一五七八—一六一〇年。尚寧の弟。慶長十四年（一六〇九）五月、薩摩軍により尚寧とともに鹿児島へ連行され、日明通交渉の仲介を迫られ、九月末に毛鳳儀（豊見城盛統）とともに帰国した。琉球到着は、〔二八一〇三〕によれば十月二十日〔喜安日記〕では霜月（十一月）二十日。慶長十五年閏三月鹿児島に戻り、四月に尚寧に随行して本州へ赴き、八月に駿府で病没した。本咨文は尚宏が琉球帰国中のものである。

(3) 暫く国事を：馬良弼 薩摩侵入後に尚寧らが鹿児島へ連行された時、馬良弼・毛継祖らは留守役として首里に留められた。

(4) 国王の憲牌 「備咨して」より注（10）まで。

(5) 籩豆の礼 籩・豆はともに祭祀・宴会の時に食物を盛る器。ここでは祭祀の儀礼の意か。

(6) 軍旅 軍隊。戦争。

(7) 己酉の歳の季春 己酉は万曆三十七年（一六〇九）。季春は陰曆三月。

(8) 講礼 礼を字ぶ。ここでは講は和睦の意で、友好の礼をとることか。

(9) 魯衛の治世 魯・衛はともに周代の国。先祖が兄弟の上、政事もよく似ていた。非常に似通ったものたえ。

(10) 等の情あり 注（4）の国王の憲牌の終り。

(11) 原奉 先に拝受した(文書)。ここでは国王の憲牌をさす。

(12) 毛鳳儀 『明実録』万曆三十八年七月辛酉の条に金庇魁ともに入朝し、倭の侵入と朝貢遅延を報じた記事がある。

1-18-05

法司馬良弼より布政司あて、貢期に遅れた事情を報告して進貢する咨(一六一〇、一、三〇)

琉球国中山王府の王妃・王弟尚宏を摂して暫く国事を看掌する法司馬良弼、天恩もて乱に遭うを恤憐し、貢職を修むるを贖うを懇乞う事の為にす。

先を査して案照するに、万曆三十七年(一六〇九)十月十一日に正議大夫鄭俊等を差わして齎報せる、倭乱を急報し貢期を緩らしむるを致す事の為にす。照得するに、本国は三年二貢し歴進して爽えず。本年は例として貢期に該り、合行に進奉すべし。経に員役は土船に坐駕し馬匹・硫黄を装載して完備するの外、風を候ちて開駕するに、驟かに日本の薩摩州の倭酋他魯濟・呉濟等、党を鳩め海島に流毒し属地に蔓肆す、と警報するを聞き、進貢の行程を阻滞するを致す。三十七年三月内、先ず葉壁山・奇佳山等の処、烽火を連放するに抛り虚惨を伝報す。但だ未だ郵舖の実事を投呈するに接せざれば、国を挙げて疑似して惶惶たり。議して兵を興し救いに向わんと欲するも、其の藩城の守りを失うを恐る。

則ち劫殺を傍観せんと欲すれば、生民の塗炭するに忍びず。

三月二十日、卑職、法司馬良弼を差遣し、精兵千余を率領し陸に向いて彼に致り阻救せしめて去後る。続いて馬良弼の回称に拠るに、其れ倭の勢を觀るに、雄張として戦艦は糾結し布擺し散処す。紅白の旗幟は間閃し飛揺して、遠望するに其の幾千余なるかを弁ずる莫し。聆聴するに銃声は綿連として絶えず。大麓に山を焚きて勢は燎毛するが如し。真に人の髪をして上指せしむるのみ。三月二十六日、馬良弼、密かに近づきて哨窺するに、船多く倭少なし。中心に思付うるに十分の八にして、量るに其れ醜虜は是れ虚張なり、賊勢は僥倖にして捲劫せるか、と。良弼、兵をして進殺せしむ。詎ぞ、倭に狡計あり。深山に伏寇し、敗るると詐りて侵すを弭む。四顧すれば驟かに囲まれ、弼の兵は傷損して半ばを去う。良弼、倭に擒獲し網拷せられて献降す。良弼、天を仰ぎて呼号すらく、我が琉球、上に天朝の翁父有り、下に琉球の国主有り。良弼、兵を領して敵に向いしも既に戦勝する能わず、又、身を衛る能わず。死すとも何ぞ惜しむに足らん、と。二賊首、其の一匹の懦夫の敢えて万軍の雄陣に向かうを嘉す。是れ知る無くして火に入り擒に就きたりと雖も、而も竟に忠君愛国を明らかにすれば、殺さず忠を全うせしむ、等の情あり。

四月初一日に至り、倭寇、中山の那覇港に突入す。卑職、師官鄭廻・毛繼祖等に厳令して技兵三千余を統督せしむ。堅を披け銳を執り、雄として那覇江口に抛りて力敵す。彼の時、球兵は陸に